

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和2年12月6日 08時00分ごろ
発生場所	山口県下関市 <sup>づの</sup> 角島西北西方沖 角島灯台から真方位331° 4.8海里付近 (概位 北緯34° 25.4′ 東経130° 47.7′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>あおい</sup> 蒼は、漂流中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和2年12月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 蒼、4.2トン
船舶番号、船舶所有者等	295-30040山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	主機過給機の排気管覆い部が焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約1～2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣りの目的で角島西北西方沖の釣り場に向かい、同釣り場に着いて主機を中立運転にしたところ、機関室から煙が上がった。</p> <p>船長は、主機を停止して機関室を確認したところ、主機過給機の排気出口管覆い部から煙と炎が出ていたので、友人と協力して海水を掛けて消火し、その後118番で海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、海上保安庁からの要請を受けて出動した山口県水難救済会角島救難所の救助船で下関市角島漁港までえい航された。</p> <p>本船は、機関整備業者が調査したところ、主機過給機の潤滑油入口管が腐食して亀裂を生じており、その後修理された。</p> <p>本船は、平成元年5月に進水し、平成30年7月ごろに中古で購入されていた。</p> <p>船長は、主機潤滑油管系統の腐食、漏油の有無の点検を行ったことがなかった。</p>
分析	<p>本船は、平成元年5月に進水し、平成30年7月ごろに中古で購入され、主機潤滑油管系統の腐食、漏油の有無の点検が行われていない状態で、主機を中立運転として漂流中、主機過給機の潤滑油入口管が腐食して振動により亀裂を生じ、噴出した潤滑油が過給機排気出口管に降りかかって発火したことから、過給機排気出口管覆い部が焼けたものと推定される。</p>
原因	本事故は、本船が、平成元年5月に進水し、平成30年7月ごろに

	<p>中古で購入され、主機潤滑油管系統の腐食、漏油の有無の点検が行われていない状態で、主機を中立運転として漂泊中、主機過給機の潤滑油入口管が腐食して振動により亀裂を生じ、噴出した潤滑油が過給機排気出口管に降りかかって発火したため、過給機排気出口管覆い部が焼けたものと推定される。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、定期的に主機潤滑油管系統の腐食、漏油の有無の点検を行うこと。</li></ul>